平成２７年（フ）第２４号
熊本県玉名市小浜10番地
債務者　西　　雄介（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第６６号
北海道小樽市稲穂５丁目12番２号　第五北宝荘104号室
債務者　中岡　　藍
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１２号
長崎県松浦市志佐町高野免60番地２　２棟206
債務者　羽山百合子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１０７２号
名古屋市名東区香坂1205番地　酒井ハイツ102号、従前の住所名古屋市東区砂田橋５丁目３番15号　ムーンブライト２Ｅ号
債務者　菱山芳都子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９号
佐賀県多久市北多久町大字小侍872番地４　ハイツアベニューⅡ　Ｅ号
債務者　塩崎　美沙（旧姓納富）
1　決定年月日時　平成27年８月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２７号
横浜市旭区鶴ケ峰本町３丁目20番17号　ユタカハイツ103　押谷方
債務者　諏訪間香彦
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１４８号
横浜市南区南吉田町１丁目16番地１　伊勢佐木南パークハウス壱番館209号
債務者　竹田　康雄
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１６７号
横浜市港南区港南５丁目14番13―205号
債務者　横田　敦子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３３４号
横浜市西区戸部本町20番２号　佐藤荘201号
債務者　市川　良行
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３５１号
横浜市旭区中希望が丘169番地11　スカイピア希望が丘ⅡＡ―104号
債務者　尾坪　　誠
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１９号
静岡県浜松市南区本郷町1331番地の３　クリスタルアイ203、前住所静岡県浜松市南区安松町84番地の３
債務者　髙井ゆかり
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
静岡県浜松市南区東若林町1189番地の１　シティハイツヤマト101
債務者　實藤高宏こと　サネフジ　カワニシ　フェリックス　ガブリエル
1　決定年月日時　平成27年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
沖縄県中頭郡読谷村字都屋370番地
債務者　仲村渠　　正
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２９２号
栃木県宇都宮市中里町161番地２、前住所栃木県宇都宮市中里町3014番地１　エクレアハウスＢ棟102号
債務者　福田　佳弘
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係